

パネルディスカッション議題 3a

「包括的な開発、繁栄の共有及びディーセントワーク」に おける田中由美子第 64 回国連女性の地位委員会日本代表 ステートメント

発言の機会をいただき、ありがとうございます。

日本は、あらゆる分野において女性の参画が拡大することが、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から、極めて重要であり、また、女性が企業の責任ある地位で活躍することは、競争力につながると認識しています。

そうした認識の下で、日本は、2015 年、女性活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定や周知、女性の活躍に関する情報の公表を、企業に義務付ける「女性活躍推進法」を制定しました。また、今年には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化を内容とする法改正を行いました。

また、国や独立行政法人は、調達を行う際に、「女性活躍推進法」に基づく認定等を取得した企業を、価格以外の要素を評価する調達において加点評価する取組を行っています。2017 年度の実績は、国・独立行政法人合わせて約 1 兆 3,400 億円、対象となる調達全体の約 27%

となっています。

これらを含む取組の結果、女性の就業者数は、生産年齢人口全体が減少を続ける中、6年連続でトータル290万人程度、増えました。子育て期の女性の就業率は2012年の67.7%から2018年には76.5%まで上昇し、いわゆるM字カーブの解消に向けた歩みは着実に進んでいます。

日本は、アジア太平洋の各国に先駆けて、少子高齢化、人口減少が始まっておりますが、アジア太平洋の各国でも、今後、少子高齢化が進むことが見込まれております。課題先進国である日本における、こうした女性参画の拡大に向けた取組が、皆様にとって参考になることを期待しています。